

2024年5月27日

<扇町公園事務所への要望メモ>

大阪市の街路樹撤去を考える会

1. B-1地区4(③)のケヤキ、およびG地区のクスノキに対する「伐採措置は不要」「保全を推奨する」という樹木医()の診断書について、扇町公園事務所としてどのように考えるのか、回答を示されたい。

2. 各樹木について、伐採するかどうかの判断、つまりは、“リスクの高低に関する大阪市としての基準”を示すこと。

5月24日の協議では、「伐採については、公園管理者として総合的に判断している」と説明されたが、「総合的」の部分、対象樹木1本ごとに言語化してほしい。そこが言語化されないために、その程度、度合いが恣意的に感じられ、多くの市民は納得することができなかった。どのようなリスク評価の基準のもとに判定しているのか、回答を示されたい。

※対象樹木それぞれについての市民からの要望や疑問は、「現地説明」、および「屋内協議」の際に伝えたところであるので、それを踏まえて誠実に回答すること。言うまでもないが、「健全度」については、「令和2年度 公園樹木調査及び検討業務委託 報告書」の判定を尊重すること。

3. G地区では11本の樹木が「撤去」されるが、すべて「植栽なし」となっている。しかしこの地区の樹木は、公園から阪神高速を見えにくくするなど、公園の景観・美観を保持する役割を果たしている。利用者の快適性を損なうような伐採・撤去は、公園管理上大きな問題がある。「撤去」の見直し、および「植栽」の検討を行ない、回答を示されたい。

4. 「協議」においては市民から、樹木撤去に伴い木陰が減ること、熱中症への懸念など環境問題の観点からも、樹木伐採の見直しを求める意見が出された。これについてどう考えるか、回答を示されたい。

および、伐採判断のリスク評価の基準として、環境問題の視点を加えることを強く要望する。倒木に関するリスクは「将来的」かもしれないが、「熱中症やヒートアイランド現象の危機」は「今そこにある危機」であることを踏まえてほしい。

5. 公園の維持管理の基準として、防災の観点からもリスク評価の基準の指標として、防災

の観点を加えられるよう要望する。

過去の大震災時の火災事故発生のメカニズムとして、公園などの避難場所における火災旋風が大惨事の引き金になっていることが科学的にも解明されてきた。

広域避難場所や一時避難場所に指定されている各公園の維持管理のリスク評価の項目として、防災の観点が必要であることを強く望んでいる。

6. 上記1. 2. 3の要望についての回答、および協議が終わるまでは「撤去工事」を保留するところを強く要望する。

以上6点の要望についての回答を求める。